

春日部市集会所条例の一部を改正する条例

春日部市集会所条例（平成17年条例第24号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条		第2条	
名称	位置	名称	位置
春日部市八丁目山中集会所	春日部市八丁目482番地7	春日部市八丁目山中集会所	春日部市八丁目482番地7
春日部市谷中小記念館	春日部市大場656番地1		

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。